

# スマート農業推進事業 公募要領

## 第1 実施方針

物価高騰の影響低減を目的とし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上を図るため、スマート農業等の先進技術を活かした機器類の整備を行う事業実施主体に対して、スマート農業推進事業実施要領（令和8年3月5日付け農技第2473号）及びスマート農業推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月5日付け農技第2474号）に基づき支援する。

## 第2 公募対象者

山梨県内に代表者が居住または事務所が所在する以下のいずれかに該当する者とする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業者等が組織する団体（3者以上）
- 3 農業法人
- 4 その他知事が適当と認める団体等

## 第3 補助対象となる経費

スマート農業等の先進技術を活かし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する以下に示した機器類の整備に係る経費（補助対象機器の付帯設備および設置に不可欠な工事費を含む）。

ただし、価格は1機器あたり50千円以上（税別）であり、試験段階ではなく、製品化され、一般に販売されている機器類に限る。また、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官通知）に該当する機器類は、これに準拠すること。

- ①農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器類や「スマート農業実証プロジェクト」「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」で実用性が検証されている機器類
- ②やまなし次世代農業チャレンジ事業、やまなしスマート農業実装事業にて整備され、有効性が認められる機器類
- ③その他、スマート農業技術等の先進技術を実装し、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する機器類

※上記に該当する場合においても、次の経費は補助対象経費に含まれないものとする。

- ・ 国、都道府県、市町村等から補助を受けた補助対象機器類に係る経費  
(設置等に要する経費を含む)
- ・ 中古品、リース品、レンタル品
- ・ 付帯設備のうち消耗品に当たるもの

#### 第4 事業実施における目標値

事業実施年度の3年後における年間の生産コストの削減率：10%以上  
(本事業で整備した機器類が、直接活用される生産工程について積算)

#### 第5 公募手続等

##### (1) 提出書類

- ①スマート農業推進事業 応募申請書
- ②事業実施計画書(別記様式第1号)(添付書類を含む)
- ③誓約書(別記様式第2号)

##### (2) 受付期間

令和8年3月23日(月)～4月20日(月)午後5時まで(必着)

受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

##### (4) 提出先・問い合わせ先

事業実施主体の代表者の所在地を所管する農務事務所

農務事務所	住 所	管轄市町村
中北農務事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 0551-23-3079	甲府市、韮崎市、南アルプ市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
峡東農務事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 0553-20-2829	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南農務事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1 055-240-4114	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部農務事務所	〒402-0054 都留市田原二丁目13-43 0554-45-7826	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

## 第6 審査、選考

本件に係る審査は、提出された事業実施計画書等を基に選考する。

### (1) 審査方法

審査は原則として書類審査によるものとし、必要に応じてヒアリング等を行う。

### (2) 審査の基準

- ① 当該事業の主旨に即し、生産性の向上の高い効果が見込まれる内容になっているか。
- ② 取り組みの内容及び手法が明確であり、かつ日程等に無理がなく、目標値の達成の実現性はあるか。
- ③ 山梨県農政の施策に適合しているか。
- ④ 事業を的確に実施するために必要な実施体制を有し、責任体制が明確になっているか。

### (3) 審査結果の通知

申込者に書面にて通知する。

## 第7 採択後の事業実施および事業効果の報告等

事業実施主体は、スマート農業推進事業実施要領及びスマート農業推進事業費補助金交付要綱に基づき事業を実施するとともに、事業採択年度から事業目標年度までの期間、各年度の事業成果をまとめ、その翌年度の4月10日までに知事へ報告するものとする。

## 第8 その他

### (1) 申込書の提出に必要な費用

提出者の負担とする。

### (2) 提出書類の返却

提出された書類は一切返却しない。

### (3) 提出書類の取扱

提出された書類は、選定以外の目的には申込書提出者に無断で使用しないものとする。

### (4) 提出書類の公開

提出された書類等は山梨県情報公開条例に基づき公開される場合がある。

### (5) 補助金の交付

本事業の補助金交付に係る規定は、スマート農業推進事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

様式

年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

住所

名称

代表者職・氏名

印

電話番号

スマート農業推進事業 応募申請書

このことについて、スマート農業推進事業公募要領に基づき、関係書類を添えて提出します。

(提出資料)

1. 事業実施計画書（別記様式第1号）（添付書類を含む）
2. 誓約書（別記様式第2号）

※ 押印は省略することができる。

別記様式第1号

〇〇年度スマート農業推進事業実施計画書（兼 事業実施報告書）

事業実施年： 年 月 日提出  
 実施1年後： 年 月 日提出  
 実施2年後： 年 月 日提出  
 実施3年後： 年 月 日提出

1. 事業実施主体について

事業実施主体名	
事業実施主体（代表者）の所在地	〒
代表者職・氏名	

2. 整備する機器類について

商品名		
使用目的等		
販売社名・住所	〒	
整備台数		
単価	税別：	円、 税込： 円
実施要領の別表	該当に○	該当事項
「補助対象機器類」への該当事項		①農林水産省「農業新技術 製品・サービス集」「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器類や「スマート農業実証プロジェクト」「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」で実用性が検証されている機器類。（該当ページの写しを添付すること）

		②やまなし次世代農業チャレンジ事業、やまなしスマート農業実装事業にて整備され、有効性が認められる機器類。(管轄の農務事務所から情報提供を受けること)
		③その他、スマート農業技術等の先進技術を実装し、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上に資する機器類。(下欄へ先進技術の内容を記載すること)
		先進技術の内容：

3. 事業導入効果について（事業申請時に積算）

機器類の整備に係る総事業費	税別： 円、 税込： 円
県補助金要望額	円
機器類の整備による生産性向上額 (年間の向上額を積算)	生産性向上額： 円/年 積算：
※積算に使用する数値の例 ①省力化：山梨県最低賃金等 ②低コスト化：各種生産資材費等 ③高品質化：より高値で取引されている他産地の市場価格等	
補助金額に対する生産性の向上率	年間 % (整備機器類による生産性向上額/補助金要望額)

4. 事業成果について

事業目標 (10%以上に設定)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (整備実施年度)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (事業実施1年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年度 (事業実施2年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：
〇〇年：目標年度 (事業実施3年後)	年間の生産コストの削減率： _____ % 積算：

注1：年間の生産コストの削減率 =  $(1 - \text{整備後の年間生産コスト} / \text{整備前の年間生産コスト}) \times 100$

注2：本事業で整備した機器類が、直接活用される生産工程について積算する。

## 5. 添付書類

### (1) 事業実施計画書の提出時

- ① 補助対象機器類のカタログや仕様書など（メーカーや型式・能力などが分かるもの）
- ② 補助対象機器類の見積書の写し（交付要綱第7条第1項のただし書きに基づく場合は原則2者以上）
- ③ 実施要領の別表「補助対象機器類」への該当事項に関連した書類の写し（必要に応じて提出）
- ④ 定款や規約など事業実施主体の概要が分かるものの写し（代表者名、所在地、連絡先、団体設置目的、構成者、創設日など）
- ⑤ 同様の用途の機器類を複数台整備する場合の理由書（必要に応じて提出）
- ⑥ その他、知事が必要と認める書類

### (2) 事業実施報告書の提出時（補助対象機器類の整備を実施した年度のみ添付）

- ① 発注書もしくは契約書の写し
- ② 納品書の写し
- ③ 請求書の写し
- ④ 支払いを証明する書類の写し（銀行振り込みなど第三者が支払いを証明できる書類。現金払いによる領収書は不可）
- ⑤ 補助対象機器類のカラー写真（機器全体、メーカー・型番が分かるもの）
- ⑥ 補助金振込先の預金通帳などの写し（金融機関名、支店名、口座種類・番号、口座名義が分かるもの）
- ⑦ 財産管理台帳（交付要綱第15条第3号に基づく様式第13号）の写し
- ⑧ 補助対象機器類の管理運営に係る規約の写し（管理責任者名、保管場所、故障時の修理費用の負担、日常の点検・整備など）
- ⑨ その他、知事が必要と認める書類

## 別記様式第2号

### 誓 約 書

私は、スマート農業推進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

#### 記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。
- 同一の対象機器、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。
- 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。
- 補助事業が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って適正に実施されていることを確認するため、県が必要に応じて実施する現地調査や求められた追加書類の提出について協力します。
- 補助金にて整備した機器類等については、その品質や安全性を十分に確認するとともに、財産処分制限期間を経過するまで、故障時には直ちに修繕し、誠意をもって継続活用します。

年 月 日

山梨県知事 殿

〔 事業実施主体（代表者）の所在地 〕

住 所 〒

〔 事業実施主体の名称、代表者の職・氏名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

〔 事業実施主体の代表者の性別 〕

性 別 ( 男 ・ 女 )

〔 事業実施主体の代表者の生年月日 〕

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日